

どちらで申告するのがトクか、チェックしてみよう！

意外とカンタンね



医療費控除フローチャート

2018年1月1日～12月31日分の
医療費関連の領収書やレシートを集める

YES

NO

合計金額が
※**10万円を超えている**

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

医療費の合計金額から10万円を引いた金額(A)と、セルフメディケーション税制対象製品の合計金額から12000円を引いた金額(B)を比較する。



セルフメディケーション税制対象製品の合計金額が、12000円を超えている。

(A)が多い

(B)が多い

YES

NO

従来の医療費控除で確定申告を

セルフメディケーション税制で確定申告を

セルフメディケーション税制で確定申告を

申告対象外

医療費控除

治療または療養に必要な医薬品・服薬補助ゼリーなどの製品、治療費、交通費など

対象

実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額－10万円(もしくは総所得の5%のいずれか低い金額)

対象金額

200万円

上限額

特になし

控除を受けるために必要な取り組み

セルフメディケーション税制

スイッチ OTC 医薬品(※)
(特定成分を含む市販薬)

スイッチ OTC 医薬品の購入費用
1万2千円を超えた部分の金額

8万8千円

特定健康診査、予防接種、
定期健康診断、健康診査、
がん検診 ※いずれか



※ スイッチ OTC 医薬品

医療用から一般用に切り替えた(=スイッチした)ということから「スイッチ OTC」と呼ばれる。医療用医薬品と成分が同じなので、薬剤師によるしっかりとした服薬サポートが大切。